

令和 3 年度第 9 回庁議提案 審議・報告・その他

提出日：令和 3 年 8 月 3 日

担当部・課：産業部産業推進課〔内線 3 5 4 4、3 5 4 9〕

① 件 名
石巻市企業立地等促進条例に係る指定企業者要件等の見直し及び用地取得費助成金等の創設について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】 石巻市震災復興基本計画の発展期における企業誘致を積極的に進めるため、平成 30 年 11 月に「石巻市企業誘致推進計画」を策定し、企業誘致活動を推進してきた。 更なる企業立地促進を図るべく、石巻市企業誘致推進計画の検証結果、これまでの助成実績及び企業誘致アドバイザーの意見等を踏まえ、優遇制度及び交付限度額等の見直しを図る必要がある。</p> <p>【目的】 優遇制度を拡充することで、本市へ企業立地することの優位性を打ち出し、産業の振興と雇用の拡大を図るとともに地域経済の活性化・市財政の安定化に資するもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】 第 3 章 地域資源を活かして元気産業を創造するまち 第 1 節 石巻独自の技術開発や新産業を創出する 1 地域資源を活用する 震災復興基本計画 施策大綱 4 未来のために伝統・文化を守り、人・新たな産業を育てる 2 企業誘致と新産業の創出 石巻市産業振興計画</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
平成 31 年 4 月 対象業種の拡充、事業継続対策助成金の創設、環境対策設備助成金と上水道料金助成金の見直し、土地賃借の場合の投下固定資産要件緩和、複数の企業が共同で事業所を整備・操業する場合の要件緩和等
⑤ 主な内容
<p>1 投下固定資産額及び常用従業員要件の緩和と見直し 石巻トゥモロービジネスタウンへの企業立地を促進するため、当該用地以外の場所に立地する場合と比較し要件を緩和していたが、一定の企業立地が図られたことから、市内全域で要件を統一する。 また、大企業と中小企業、新設、増設及び移設とそれぞれに要件を設定していたが、立地促進の観点から企業規模及び立地形態による区分を設けないこととする。</p> <p>2 対象業種の見直し及び支援の拡大 立地が見込まれにくい業種等（熱供給業、遊園地、テーマパーク等）を除外し、加工原魚不足等の課題を抱える水産加工業等の振興に資するため、閉鎖循環式陸上養殖を追加する。 また、「重点誘致業種」、「戦略分野業種」については、制度が複雑化している状況から、これを廃止し、対象業種すべてが重点的に誘致すべき業種として取り扱う。 また、一定規模以上の「増設」及び「移設」についても比較的高い雇用効果や税収等が見込まれることから「新設」とみなし、新設と同等の支援を行う。</p> <p>3 用地取得費助成金の創設 県内の他産業用地と比較し、特に用地価格の高い上釜・下釜地区及び湊西地区産業ゾーンといった災害危険区域等への企業立地を促進するため、用地取得費に対する制度を創設する。 助成金額は、分譲単価－12,000円/m²（県内の他産業用地の平均分譲単価）×助成率1/2×分譲面積とし、100,000千円を限度とする。ただし、増設と移設は助成率1/4とする。</p> <p>4 情報関連・バックオフィス等企業立地促進助成金の創設 情報関連及びバックオフィス関連産業については、初期投資額が小さく従来の制度では投下固定資産額の要件を満たさないケースが多かったものの、雇用効果が見込まれ、さらには若者の働く場の確</p>

保にも資することから、対象要件を新規雇用者数3人以上とし、新たに助成制度（投下固定資産額、賃貸借料、新規雇用）を創設する。

- 5 上水道料金助成金、雇用奨励助成金、環境対策設備助成金及び事業継続対策助成金の見直し
上水道料金助成金は制度見直しにより、対象を新設のみとし、災害危険区域の二線堤海側及び半島沿岸部の低平地に立地する場合のみ対象とする。対象経費は事業者自らが海水の淡水化や地下水を利用する場合に要する維持管理及び運用経費も含む。助成率及び助成限度額は一律、対象経費の50%相当額、年間10,000千円とする（5年間交付）。
雇用奨励助成金について、更なる新規雇用創出のため、増設及び移設の限度額を10,000千円から限度額なしに改め、災害危険区域の二線堤海側及び半島沿岸部の低平地に増設・移設する場合、新たに1人あたり20万円のインセンティブを設ける。
環境対策設備助成金及び事業継続対策助成金は制度見直しにより、交付限度額を15,000千円から10,000千円に改め、環境対策設備助成金は新設のみを対象とする。
- 6 緑化推進助成金、技術研修派遣助成金、市内企業発注促進助成金及び新産業等創出促進助成金等の廃止
緑化に要する経費の30%、交付限度額5,000千円としていた緑化推進助成金を廃止し、環境対策助成金の対象経費に緑化に要する経費を追加するもの。
これまでの利用実績や企業立地等促進条例に規定する他助成金の創設や拡充等を踏まえ、制度のスリム化と集中支援を図るため、併せて上記3つの助成金を廃止する。並びに、石巻市新産業等創出促進助成金の交付等の特例に関する規則も併せて廃止する。

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

企業の新規立地を促進することによる安定的な雇用の場が確保されるとともに、産業の活性化が見込まれる。

【市財政への負担】

用地取得費助成金の創設による想定助成総額は約4億7百万円の見込み。

一般財源からの支出となるが、将来的には立地企業及び新規雇用者からの税収の増が見込まれる。

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

- 1 用地取得費助成金について
県内では大崎市や気仙沼市をはじめ、18市町村で類似の助成制度を設けているが、県内の他工業団地との価格差を是正する積算方法とした制度の自治体はない。
- 2 情報関連・バックオフィス等企業立地促進助成金について
県内では仙台市・名取市・大崎市の3市で同様の助成制度を設けているが、本市と比べて助成率や上限額は概ね低い。
- 3 上水道料金助成金、雇用奨励助成金、環境対策設備助成金及び技術研修派遣助成金について
県内では東松島市等3市町で上水道料金に対する同様な助成制度を、東松島市1市で地下水利用に対する類似の助成制度を設けているが、本市と比べて助成率や上限額は低い。
県内では25市町村で雇用助成制度を設けているが、本市と比べて助成率や上限額は低く、立地地域に応じて助成額を加算する制度を設けている自治体はない。
県内では東松島市及び登米市の2市で環境対策設備導入に対する類似の助成制度を、11市町で緑化推進に対する同様の助成制度を設けているが、本市と比べて助成率や上限額は低い。
県内では大崎市1市で技術研修派遣に対する類似の助成制度を設けているが、本市と比べて助成率は低いものの、上限額は高い。
- 4 事業継続対策助成金、市内企業発注促進助成金及び新産業等創出促進助成金について
県内に企業誘致の優遇制度として当該助成制度を設けている自治体はない。

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

令和3年9月 市議会第3回定例会へ企業立地等促進条例の全部改正について提案
企業立地等促進条例施行規則改正
(施行予定年月日：令和3年10月1日)

⑨ その他

条例改正前に助成対象企業者として指定した事業者に交付する助成金は、改正前の規定に基づき交付する。